平成２０年（フ）第５６７号
熊本市出仲間６丁目15番８号
破産者　株式会社カミー・リング
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第８２５号
熊本市九品寺５丁目12番１号
破産者　株式会社ヨシダチクサン
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３４号
青森県八戸市石堂４丁目２番９号
破産者　株式会社ビルドアクト
１　決定年月日　平成21年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２０年（フ）第７５１号
埼玉県越谷市川柳町３丁目220番地４
破産者　有限会社富来田運輸
１　決定年月日　平成21年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目64番地16
破産者　有限会社古橋興業
１　決定年月日　平成21年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
滋賀県草津市西草津１丁目９番９号
破産者　株式会社デザインオフィスヒグチ
１　決定年月日　平成21年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３号
松江市雑賀町155番地
破産者　舟木恵美子
１　決定年月日　平成21年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４４号
島根県松江市宍道町白石77番地90　フェリーゼM―１・102
破産者　石原　　勉
１　決定年月日　平成21年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第１１２号
愛媛県大洲市成能字都合甲２番地の１
破産者　有限会社アマック
１　決定年月日　平成21年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２０年（フ）第５３５号
宮崎市源藤町南田118番地３
破産者　有限会社宮崎総合コンサルタント
１　決定年月日　平成21年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添2924番地10　市営平良宮原団地Ａ―105号
破産者　平良　勝則
１　決定年月日　平成21年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７６１号
埼玉県川口市大字新堀620番地の１　メゾン新郷521号
破産者　中村　明子
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１８９０号
さいたま市南区白幡３丁目１番９号　２―606、開始決定時の住所さいたま市南区関２丁目７番12号301
破産者　福留　経彰
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７２０号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野1347番地３　パールシャイン白岡303
破産者　伊澤　信治
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７３９号
埼玉県朝霞市宮戸３丁目20番48号　宮戸ハイツ205号
破産者　一ノ瀬秀人
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７９６号
さいたま市桜区中島１丁目34番19―301号
破産者　目羅　浩光
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８６９号
埼玉県鳩ヶ谷市大字里958番地の１　コンフォール西鳩ヶ谷２―105号
破産者　齊藤　光輝
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８７０号
埼玉県鳩ヶ谷市大字里958番地の１　コンフォール西鳩ヶ谷２―105号
破産者　齊藤登美子
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第６３号
静岡県磐田市下本郷328番地３
破産者　安間　治朗
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第５３９号
静岡県掛川市西山482番地の３
破産者　青島　広志
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係